

国会公契第 32 号
国官技第 441 号
国営管第 432 号
国営計第 143 号
国北予第 25 号
令和 7 年 2 月 19 日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
国土地理院	総務部長殿
	企画部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
	企画部長殿

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北海道局予算課長
(公印省略)

国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について

国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。）における技術提案・交渉方式については、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」（平成 27 年 6 月 2 日付け国地契第 9 号、国官技第 64 号、国営計第 28 号）に基づき実施されているところであるが、今般、別添のとおり、同運用ガイドラインを改正することとしたので、遺漏無きよう措置されたい。

なお、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」（平成 27 年 6 月 2 日付け国地契第 9 号、国官技第 64 号、国営計第 28 号）については廃止する。